

最高裁は、令状無し GPS 捜査を違法とする画期的な判断を示した。警察による数々の不透明なハイテク捜査に、一つの歯止めがかけられたからである。日本はカーナビ先進国であったにもかかわらず、警察の秘密主義に阻まれ、GPS 捜査そのものが表面化しなかった。今回は、警察の GPS 捜査と地裁・高裁の判決のこれまでの経緯を中心に、報告する。

令状無し GPS 捜査について最高裁の画期的な判決

今年2017年3月15日、最高裁大法廷は、「裁判所の令状無しのGPS捜査は違法であり、GPS捜査は立法で対処することが望ましい」とする判断を初めて示した。この判決が画期的だったのは、GPS捜査には新たな立法が必要であると踏み込んだ点にある。

これまで警察のハイテク捜査、Nシステム、監視カメラ、顔認証システムなどの設置や採用に関して、法的根拠や任意捜査などの問題点が多く、弁護士連合会などから意見書等の提出や幾多の訴訟にも拘わらず、警察側に押し切られてきたからである。

今回の一審・二審の判決は、一審・大阪地裁判決(2015 年 7 月)では令状無しの GPS 捜査は「プライバシー侵害で、重大な違法」とし、この捜査報告書を証拠として採用しなかった。二審・大阪高裁判決(2016 年 3 月)では、同捜査について「プライバシー侵害の度合いは大きくなく、重大な違法があるとはいえない」と一審を覆している。

GPS 捜査とは、GPS (全地球測位システム)端末を捜査対象者の自動車に取り付け、24時間監視する捜査であり、これまで地裁や高裁で判決が、分かれていた (「GPS 捜査違法割れる地裁と高裁の判断 過去に 10 件」、毎日新聞、2017 年 3 月 15 日)。

同紙によれば、「裁判所の令状を取得しないで行う GPS 捜査の違法性について、各地の地裁、高裁の司法判断はこれまでに少なくとも 10 件ある。強制捜査に当たり捜査は違法と認定したものが 5 件、任意捜査の範囲内で適法としたのが 4 件、明確な判断を示さなかったのが 1 件と判断が分かれていた」のである。

裁判所で GPS 捜査の適法が問われた最初は、大阪地裁の窃盗事件での GPS 捜査についての判決(2015年1月27日)であり、適法とされた。この裁判を皮切りに、全国各地の

裁判所で、GPS 捜査の違法性について訴訟が相次ぐようになったのである。

これまでの警察庁の姿勢は、GPS を用いた容疑者らの追跡を「尾行の補助的な手段」とし、令状が必要ない任意捜査での運用が可能だとしてきた。しかも、容疑者らの車に隠して GPS 端末を設置し、秘密裏に 24 時間監視を続けてきたのである。

警察のハイテク捜査と秘密主義

今回のように警察の GPS 捜査に関する問題が、マスコミで最近大きく取り上げられるようになったのは、2015 年以降の地方裁判所や高等裁判所で、GPS 捜査の違法性が問題提起されてからといってよい。

問題は、我が国の GPS 捜査が、何故これまで社会で問題視されてなかったかである。 日本は世界に冠たるカーナビ先進国であり、スマホナビが普及する直前の2009年時点で、 乗用車の7割にカーナビが設置されており、GPS の利用は日常的になっていた。

逆に、カーナビ後進国のアメリカでは、日本より5年も早い2012年1月23日に、連邦 最高裁が令状なく容疑者の自動車に GPS 発信器を取り付ける行為は、合衆国憲法修正4 条(日本国憲法35条に相当)に違反すると判断している。

アメリカでは、最高裁の判決を受けて、2013年以降、各州で相次いで GPS 捜査について法律を制定してきている。日本での立法化はこれからである。最高裁判決を受け警察庁が全国警察本部に GPS 捜査を自粛する通達 (2017年3月15日) を出したにすぎない。

今回の最高裁の違法判決を獲得できたのは、弁護士側がチーム一体になって弁護体制(6名の若手弁護士、2014年6月弁護団を結成)を作り、警察の秘密主義の壁を破ったからであるといってよい(「GPS捜査」に立ち向かった「チーム亀石」若手弁護士6人、歴史的判決までの軌跡」、弁護士ドットコムニュース、2017年3月16日)。

それでは、日本の警察は一体いつ頃からどのように、GPS 捜査を始めていたのであろうか。警察が公開していないので正確な時期はわからない。また、朝日新聞(2016年10月05日)によれば、警察庁自体も全国の実施件数を把握していないという。

警察による GPS 捜査が社会の明るみに出たのは、警察の内部資料がネットに外部流出するという極めて異例な事件による。当時のマスコミは、GPS 捜査よりも警察の内部資料のネット流出に注目したのである。

この事件は、マスコミが大きく取り上げられたのでご存知の方も多いであろう。Winny (P2P 技術を応用したファイル共有ソフト) に感染した愛知県警での GPS 捜査情報の外部流出が発覚した事件(2006年4月10日)である(「愛媛県警、GPS情報端末を参考人の車に無断で設置」、朝日新聞、2006年4月11日)。

多分、この警察内部資料の流出事件がきっかけになって、警察庁刑事局による「移動追跡装置運用要領」(2006 年 6 月 30 日付)が策定・公開されたのであろう。この要領で、GPS 捜査を「任意捜査」とし定義や要件、手続きなどを定めたのである。

そこには、実施状況を容疑者側に伝えず、捜査書類にも記載しないなどと明記されており、警察は GPS 捜査について秘密保持の徹底を図っていたのである(「警察庁、GPS 捜査 隠す通達 06年に取り調べ書類残さぬ指示」東京新聞、2017年2月1日夕刊)。

(TadaakiNEMOTO)